| | | |
|---|---|---|
| 第三十一条の五第四号 | 法第七百四十七条の六第三項 | 法第七百四十七条の六第三項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 事務 | 事務及び特定収納事務 |
| 第三十一条の五第五号 | 法第七百四十七条の八第一項 | 法第七百四十七条の八第一項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| 第三十一条の六 | 法第七百九十条 | 法第七百九十条（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第三十一条の六第三号 | 事務 | 事務及び特定収納事務 |
| 第三十一条の六第四号 | 法第七百四十七条の六第三項 | 法第七百四十七条の六第三項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 事務 | 事務及び特定収納事務 |
| 第三十一条の六第五号 | 法第七百四十七条の八第一項 | 法第七百四十七条の八第一項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| 第三十一条の六の二（見出しを含む。） | 法第七百九十条の二 | 法第七百九十条の二（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第三十一条の六の二第一項 | 特定徴収金 | 特定徴収金等（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する法第七百九十条の二に規定する特定徴収金等をいう。） |

**第十二条の二の二十四**　［略］

**第十二条の二の二十三**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。